

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定されている許可取消要件に該当したため、下記のとおり行政処分を実施しました。

## 記

- 1 被処分者 名 称 株式会社ジーセブン 代表取締役 榎村 新一  
所在地 福島県いわき市平字仲間町 79 番地の 3
- 2 処分日 平成 27 年 9 月 8 日
- 3 処分内容 一般廃棄物処理施設設置許可取消し  
産業廃棄物処理施設設置許可取消し  
一般廃棄物処分業許可取消し
- 4 処分の根拠法令  
法第 9 条の 2 の 2 第 2 項  
法第 1 5 条の 3 第 2 項  
法第 7 条の 4 第 2 項
- 5 処分理由 被処分者が事業場（福島県郡山市中田町高倉字水原田 2 1 2 番 1 ）に設置していた、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設が撤去されており、許可に係る土地及び建物の所有権を有していないことを確認した。  
このことは、法第 9 条の 2 の 2 第 2 項で規定する法第 9 条の 2 第 1 項第 1 号の規定及び法第 1 5 条の 3 第 2 項に規定する法第 1 5 条の 2 の 7 第 1 号の規定に該当するため、一般廃棄物処理施設設置許可及び産業廃棄物処理施設設置許可の取消し要件に該当する。  
また、法第 7 条第 1 0 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったため、法第 7 条の 4 第 2 項に規定する法第 7 条の 3 第 2 号の規定にも該当し、一般廃棄物処分業の許可取消し要件にも該当する。